

(仮称) 兵庫運河環境学習施設設計・施工業務 質問回答書

No.	ページ	項目番号	実施要領記載内容	質問	回答
1	委託仕様書 1 ページ	3 (2)	③許可申請等手続き 各種法令や条例に基づいて必要となる許可申請等に 必要な資料の作成及び手続きを行う。	開発許可を必要としないもの（法 29 条 1 項ただし書き） ウ 公益上必要な建築物の建築を目的とする開発行為（第 3 号） ・鉄道施設、公民館、変電所、公園施設、港湾施設、ごみ処理施設 など（神戸市開発許可申請の手引きより） に今回の建物は該当しますか？	開発許可は不要と考えています。ただし、提案内容により開発行為に該当 する場合は、開発許可が必要となります。
2	委託仕様書 2 ページ	3 (3)	②設備工事 建物に附帯する照明やトイレ、シャワー、手洗い 場等の設備工事を行う。また、これらの設備を使用 するために必要な電気・水道・ガスの引き込み 工事や、公共下水道への接続工事等も併せて行 う。	下水接続樹の引き込み位置ですが3-6に引き込んでから3-7へ配管 しても良いでしょうか。	3-6または3-7のどちらでも可能です。ただし、詳細な位置については、下 水道管理者と協議を行い、決定してください。
3	委託仕様書 2 ページ	5 (1)	⑤手洗い場・足洗い場・シャワー（すべて屋外を 想定）	手洗い場・足洗い場・シャワーは完全に分けて設置をするべきで しょうか。	特に指定はありません。
4	委託仕様書 2 ページ	5 (1)	本施設に求める機能は、以下のとおりとする。 ①多目的室 ②トイレ 3 基 ③休憩スペース	屋内空間に関して、靴を脱いで利用する想定でしょうか。	多目的室は、靴を脱いでの利用を想定しています。その他は特に指定はあ りません。